

【注意】

高校授業料の無償化の支援を受けるためには、必ず
「高等学校等就学支援金」及び「高校生等臨時支援金」
の2つの申請を行う必要があります。

※ 最終ページに高校生等臨時支援金についてのお知らせを
掲載しています。

高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金 オンライン申請システム e-Shien オンライン申請マニュアル

～継続届出編～

「継続意向登録」「収入状況届出」「高校生等臨時支援金申請」を行うためのマニュアルです。

【申請〆切 7月14日】

※個人番号（マイナンバー）を入力等する際に、別人のマイナンバーを入力等する誤りが発生しておりますので、ご注意ください。

例 1 : 父と母それぞれのマイナンバーを入力すべきところ、
父と父または母と母のマイナンバーを誤入力

例 2 : 父（または母）のマイナンバーを入力すべきところ、
生徒本人や祖父母等のマイナンバーを誤入力

目次

➤ 本書（継続届出編）の内容は、以下のとおりです。

1. 収入状況届出の流れ P.3
2. 操作説明（高等学校等就学支援金）
 - 2-1. e-Shienにログインする P.4
 - 2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する . P.5
3. 操作説明（高校生等臨時支援金）
 - 3-1. 臨時支援金申請を登録する P.8
 - 3-2. 臨時支援金申請の登録内容を確認する P.13

※本文中の画面表示は、一部古い場合があります。

- e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



- 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



- 就学支援金制度の概要

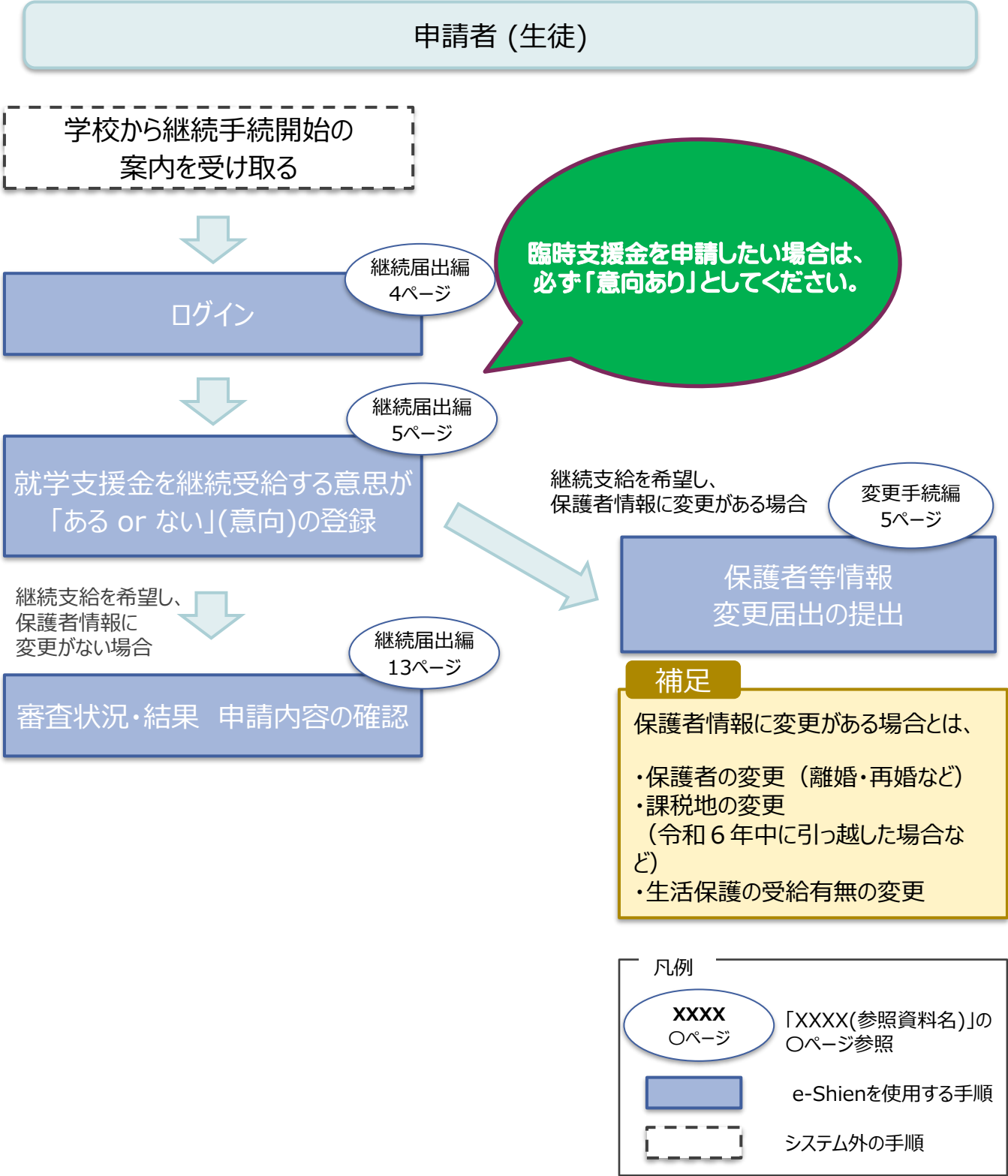
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



1. 収入状況届出の流れ

e-Shienを利用した収入状況届出の主な流れは以下となります。

収入状況の届出



2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

1 ログインID

2 パスワード

言語(Language)

日本語

ログイン

※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、在学する学校の担当者へお問い合わせください。

※利用規約はこちら

利用可能なOS・ブラウザについて

チャットで質問する

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

1

ログインID (数字のみ)	11545683
パスワード (英大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m

※「1」… 数字のイチ
「I」… 英小文字のエル
「1」… 英大文字のアイ
「0」… 数字のゼロ
「O」… 英大文字のオー
「o」… 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■他人に見せたり教えたりしないでください。

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。

5ページへ

✖ チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、“日本語”または“English”が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。

• ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

• パスワードを5回間違えるとロックがかかります。解除しますので、学校に連絡してください。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、受給を継続する意思が「ある or ない」(継続意向) を登録します。

学校から継続意向の再登録を依頼された場合や、継続意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

 継続届出 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
1 継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査 (1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

手順

- 1 ポータル画面の「継続届出」タブ内にある「継続意向登録」ボタンをクリックします。

6ページへ

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

2. 継続意向登録画面

継続意向登録



確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 必須

- ☒ 高等学校等就学支援金は、高等学校の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ☒ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

継続意向確認

どちらかを選択してください。 必須

☒ 現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

臨時支援金を申請したい場合は、
必ず「希望します」を選択してください。

☐ 受給権を放棄します。

- ☐ 異動通知が送付されます。
- ☐ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高校生活費臨時支援金の受給を受けることはできません。
- ☐ 高校生活費臨時支援金を申請したい場合には、こちらは選択せず、引き続き支給を受けたい旨の通知をお送りください。

保護者等情報の変更について

前回の申請時から保護者等に変動(離婚、死別、養子縁組等)がありますか。 必須

☐ ①あります。(②以外の理由)

- ☐ 以下のいずれかに該当する場合は、
 - 保護者等の氏名(追加・削除)が生じる場合
 - 保護者等の課税地、収入状況または方法等の情報を変更する場合
 - 累計認定支援による高等学校等就学支援金を受給しており、累計認定期間が満了する場合(②を選択することにより累計認定支援の対象外となります。)
- 過去の申請内容は、ポータル画面の「認定状況」の詳細から確認してください。

ここにはチェックを
入れないでください

☐ ②ありません。

- ☐ 保護者等の氏名(追加・削除)、課税地、収入状況または方法等のいずれも変更がない場合は、
過去に個人番号を提出していない場合で、電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合は、こちらを選択してください。

マイページに戻る

4

入力内容確認

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 支給の継続を希望するかどうかを選択します。

・就学支援金の支給の継続を希望する場合

➡ 上部：希望します。

※「令和7年度に限り、臨時支援金の申請をe-Shienで行う場合は、必ず「希望します」を選択ください。

・保護者等の令和7年度(令和6年分収入)の税未申告者の場合

・上記のほかの理由により支給を希望しない場合

➡ 下部：受給権を放棄します。

- 3 保護者等の変更有無を選択します。

・再婚等により保護者等の変更がある場合

・保護者等の課税地、生活保護の受給有無等に変更がある場合

➡ ①あります。(②以外の理由)

・変更がない場合

➡ ③ありません。

- 4 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

7ページへ

補足

電話番号を変更したいときには、過去に個人番号を提出済の場合、「①あります。(②以外の理由)」を選択してください。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 継続意向登録確認画面

継続意向登録確認



継続意向確認

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。

1

＜ 継続意向登録に戻る

本内容で登録する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

4. 継続意向登録結果画面

継続意向登録結果

※まだ申請は終わっていません！
「臨時支援金意向登録」に進んでください。(8ページへ)



以下の内容で登録されました。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	ありません。

＜ マイページに戻る

手順

継続意向の登録結果が表示されます。

- ・継続支給を希望し、過去に **個人番号を提出済** の場合

➡ 8ページへ

- 1 継続支給を希望し、保護者等の情報に**変更がある**場合
「続けて保護者等情報変更届出を行う」をクリックします。詳細は「④変更手続編」マニュアルの5ページ以降を参照してください。

※継続意向があり、保護者等に変更がある場合の画面

以下の内容で登録されました。
中央の「続けて保護者等情報変更届出を行う」またはメニューの「保護者等情報変更届出」より、保護者等情報変更届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	あります。

1

＜ マイページに戻る

続けて保護者等情報変更届出を行う

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。学校に連絡してください。

※ 併せて臨時支援金の申請手続きも必要です。
P.8を参照の上、「臨時支援金意向登録」を押下し、
申請手続きを行ってください。

3. 操作説明

3-1. 臨時支援金申請を登録する

過去すべての申請において、臨時支援金申請を一度も登録していない場合に、各申請の結果画面に「臨時支援金意向登録」ボタンが表示されます。

1. 各申請の結果画面（例：認定申請登録結果画面）

・臨時支援金申請を登録していない場合

I 認定申請登録結果



1 2 3 4 5 6
生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 入力内容確認 申請完了

本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号
R-25-079-02-0001-0193

続いて、以下の「臨時支援金意向登録」ボタンを押して、次の画面へお進みください。
※ここでブラウザを閉じると、臨時支援金の申請を続けて出来なくなります。その場合は、学校へお問い合わせください。

1 臨時支援金意向登録

マイページに戻る

手順

- 1 「臨時支援金意向登録」ボタンをクリックします。
→ 9ページへ

補足

- I** 本画面を閉じてしまった場合、申請者側で「臨時支援金申請」の登録はできません。
誤って閉じてしまった場合は、学校へお問い合わせしてください。

・既に臨時支援金申請を登録している場合

II 認定申請登録結果



1 2 3 4 5 6
生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 入力内容確認 申請完了

本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号
R-25-079-02-0001-0194

マイページに戻る

- II** 既に「臨時支援金申請」を登録している場合には、「臨時支援金意向登録」ボタンは表示されません。

※「臨時支援金登録」ボタンが表示される画面

- 認定申請登録結果画面
- 保護者等情報変更届出登録結果画面
- 継続意向登録結果画面
- 収入状況届出登録結果画面

3. 操作説明

3-1.臨時支援金申請を登録する

2.臨時支援金意向登録画面(1/2)

臨時支援金意向登録ボタンをクリックすると、臨時支援金意向登録画面が表示されます。

臨時支援金意向登録



1

高校生等臨時支援金について
令和7年度において、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。
高等学校等就学支援金に申請した結果、年収約910万以上世帯と判定された場合に、高校生等臨時支援金の支給を受けることができます。（令和7年度限り）

【留意事項】

高校生等臨時支援金の支給を受けるためには申請が必要です。

✓ 高校生等臨時支援金申請の意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

2

☒ ① 高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。

☐ ② 高校生等臨時支援金の支給を受ける意思がないので、臨時支援金は申請しません。

登録内容確認

手順

- 1 高校生等臨時支援金についての説明をご確認ください。
- 2 臨時支援金を申請をする意向について選択します。

高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。
→ 10ページへ

・世帯年収約910万円以上の生徒が高校授業料の無償化を受けるためには、必ず「申請します」を選択する必要があります。

・世帯年収約910万円未満の生徒においても、就学支援金が不認定となった場合に臨時支援金を受給できる可能性があるため、全員「申請します」を選択してください。

3. 操作説明

3-1.臨時支援金申請を登録する

2.臨時支援金意向登録画面(2/2)

臨時支援金意向登録



高校生等臨時支援金について
令和7年度において、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。
高等学校等就学支援金に申請した結果、年収約910万以上世帯と判定された場合に、高校生等臨時支援金の支給を受けることができます。（令和7年度限り）

【留意事項】
高校生等臨時支援金の支給を受けるためには申請が必要です。

✓ 高校生等臨時支援金申請の意向確認

どちらかを選択してください。 必須

1 ☒ ①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。

全員「申請します」を選択してください。

☐ ②高校生等臨時支援金の支給を受ける意思がないので、臨時支援金は申請しません。

✓ 高校生等臨時支援金受給資格認定に係る同意事項

2 次の事項を確認の上、全てにチェックをつけてください。

☒ 臨時支援金の認定事務のために、高等学校等就学支援金の令和7年度に必要な認定情報等を利用することに同意します。

☒ 臨時支援金代理受領同意書
学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。

☒ 確認事項
臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

3 登録内容確認

手順

- 1 臨時支援金の支給を希望する場合、上部を選択します。
・同意事項欄が表示されます。
- 2 同意事項内容を確認し、チェックします。
- 3 「登録内容確認」ボタンをクリックします。
→ 11ページへ

3. 操作説明

3-1.臨時支援金申請を登録する

3. 臨時支援金登録内容確認画面

臨時支援金登録内容確認



I

登録内容

高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。

II

＜ 臨時支援金意向登録に戻る

1

本内容で登録する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。
→ 12ページへ

補足

- I 臨時支援金意向登録画面で選択した内容が表示されます。
 - ・「申請します」を選択した場合
→『高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。』
- II 前の画面の選択内容を修正する場合、「臨時支援金意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

➤ エラーが出力された場合

臨時支援金登録内容確認



- ❗ すでに学校で手続きを開始しているため、本画面での登録はできません。臨時支援金に関する意向については、直接学校へ連絡してください。なお、本画面は閉じてください。

登録内容

高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。

＜ 臨時支援金意向登録に戻る

本内容で登録する

補足

- ・「本内容で登録する」ボタンをクリックし、エラーが出力された場合、本画面を閉じていただき、学校へお問い合わせください。

※本エラーについては既に学校側で手続きを開始しており、更新不可の状態となっている場合に発生します。

3. 操作説明

3-1.臨時支援金申請を登録する

4.臨時支援金登録結果画面

臨時支援金登録結果



高校生等臨時支援金に関する申請は以上です。
入力した内容に変更が必要な場合は、学校にお問い合わせください。

← マイページに戻る

審査結果(完了)は、9月下旬頃に学校から通知予定です。

手順

- 1 臨時支援金申請の登録結果が表示されます。
➡ この画面が表示されれば、正常に申請は完了しています。

補足

- ・誤って申請内容を登録した場合、自身で修正することはできません。
学校にお問い合わせください。

3. 操作説明

3-2.臨時支援金申請の登録内容を確認する

臨時支援金申請の登録内容を確認します。

1. ポータル画面

認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2025年04月23日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2025年04月23日	受給資格認定申請	審査完了	表示
3	2025年07月01日	受給資格認定申請	審査中	表示

手順

- 1
- 臨時支援金申請の申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

2. 審査結果確認画面

審査結果

審査結果情報

審査結果について

受付番号	R-25-011-04-0101-0026
申請日	2025年07月01日
認定番号	
審査完了日	
審査状況	審査中
認定結果	
審査コメント	
臨時支援金同意状況	同意する

手順

- 1
- 「審査結果情報」で臨時支援金同意状況を確認します。

申請情報

生徒情報

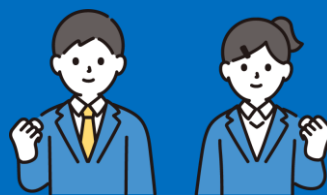
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2025年04月01日
郵便番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	霧が関三丁目2番2号
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	

マイページに戻る

大切なお知らせ



高校生の 学びを支えます。



返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がります。

高等学校等就学支援金の所得制限の一部を事実上撤廃



「所得制限の一部の事実上撤廃」とは？

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。
(これまでの①高等学校等就学支援金に加えて、②高校生等臨時支援金ことができました。)

① 高等学校等就学支援金 ・年収約910万円未満世帯の高校生

新規

② 高校生等臨時支援金 ・年収約910万円以上世帯の高校生
・年額11万8,800円※2を支援

【令和7年度限り※1】

支援を希望される方には、**学校からの案内に従って、申請手続きが必要**となります。
今年度に限り申請可能な制度となりますので、必ず学校からの案内文書をご確認ください。

※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。

※2 11万8,800円は上限額。学校種により異なります。

支援のイメージ

○制度拡充イメージ（高等学校（全日））

支給限度額（円）

118,800

高等学校等就学支援金

（2025年度拡充分）
高校生等臨時支援金

910万 標準世帯年収（円）

※ 年収は両親の一方が働き、高校生1人（16歳以上）・中学生1人の4人世帯の目安